

学校法人共立女子学園 公益通報 外部窓口について

本学園では、健全な組織運営を目的として、外部の専門家が直接通報や相談を受け付ける「公益通報外部窓口」を設置しております。公益通報外部窓口は、本法人と顧問弁護士契約をしているTMI総合法律事務所が担当します。

学内窓口への相談が困難な場合や、客観的な立場での受付を希望される際にご活用ください。
外部窓口の取り扱いについては、以下のとおりとしています。

1. 外部窓口の受付方法

①電子メール：kyoritsu@tmi.gr.jp

②郵便：〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 23 階
TMI 総合法律事務所 学校法人共立女子学園公益通報外部窓口担当
菊田行紘・岩田周・紀野宇永宛

注) 封書にて、封筒表面に差出人名を記入せず、「親展」を明記の上発送。
郵送料は通報者負担。

2. 外部窓口で受け付けた通報等の取扱いについて

外部窓口で受け付けた通報（相談）等の内容は、学校法人共立女子学園の学内公益通報窓口の内部監査室長へ報告されます。その後、内部監査室から理事長及び監事へ報告され、理事長の責任のもと、必要に応じて調査等が行われ、問題が事実であった場合には是正処置等がとられます。

なお、本学園に対して匿名での通報（相談）を希望された場合については、匿名性確保のため、外部窓口と学校法人共立女子学園の間では、通報（相談）された方のお名前や連絡先といった通報（相談）者を特定する情報は報告しないこととなっております。しかし、問題の解決のために学校法人共立女子学園の内部監査室長に通報者等を特定する情報を開示する必要がある場合には、改めて外部窓口担当者から説明します。

3. 外部窓口への相談・通報にあたっての留意事項

①外部窓口の役割は、違法行為等の通報（相談）を受け付け、法人に報告することであり、法的見解の回答や独自の調査を実施するものではないことを予めご理解ください。

②外部窓口から法人へ報告する際は、匿名を希望される場合は、相談・通報者の氏名連絡先は報告しませんが、その後の相談者の意思確認、調査協力への依頼を行うために、外部窓口へは極力氏名・連絡先をお伝えください。外部窓口に対しても匿名希望、連絡先を明かせない場合、相談・通報の内容によっては調査等の可否等についての通知が出来ない場合がありますのでご注意ください。

③不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正を目的とする相談・通報は学内規程により禁じられています。ご注意ください。